

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所</p>	<p>(附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 <u>iPS細胞研究所</u></p>
<p>2 前項に掲げる研究所（以下「附置研究所」という。）の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p>	<p>2</p>
<p>3 (略)</p> <p>(研究所長)</p>	<p>3</p>
<p>第31条 附置研究所に所長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p>	<p>第31条</p>
<p>2 所長は、当該附置研究所の教授会の議に基づき、総長が任命する。</p>	<p>2</p>
<p>3 所長の選考手続は、当該附置研究所の定めるところによる。</p>	<p>3</p>
<p>4 所長の任期は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p>	<p>4</p>
<p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、所長の場合に準用する。</p> <p>(教授会)</p>	<p>5</p> <p>(同左)</p>
<p>第32条 附置研究所に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p>	<p>第32条</p>
<p>2 教授会の名称は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>(審議事項)</p>	<p>2</p>
<p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議する。</p>	<p>第33条</p>
<p>(1) 所長の選考及び解任に関する事項</p>	<p>(1)</p>
<p>(2) 教員の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項 その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</p>	<p>(2)</p>
<p>(3) その他研究に関する重要事項</p>	<p>(3)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(議長)</p> <p>第 3 4 条 教授会に議長を置き、所長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>3 前 2 条及び本条に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は当該教授会が定める。</p> <p>(研究部門)</p> <p>第 3 5 条 附置研究所に、教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として研究部門又はこれに代わる組織（次項において「研究部門等」という。）を置く。</p> <p>2 附置研究所に置く研究部門等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。</p> <p>(寄附研究部門)</p> <p>第 3 6 条 (略)</p> <p>(研究所附属の研究施設及びその長)</p> <p>第 3 7 条 附置研究所に、当該附置研究所規程の定めるところにより、附属の研究施設を置く。</p> <p>2 前項の研究施設に長を置き、当該附置研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>(組織規程への委任)</p> <p>第 3 8 条 前 8 条に定めるもののほか、附置研究所の組織に関し必要な事項は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 3 4 条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>第 3 5 条</p> <p>2</p> <p>第 3 6 条</p> <p>第 3 7 条</p> <p>2</p> <p>第 3 8 条</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>

(同 左)